

第六三回

参第二二号

優生保護法の一部を改正する法律（案）

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和四十五年七月三十一日」を「昭和五十年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行なう者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。